

令和4年9月26日

従業員各位

合同会社 YAGIS

代表 新田貴士

介護休業制度等の充実化についてのお知らせ

昨今の社会情勢として高齢化に伴う家族内介護の問題が生じていることは皆様も憂慮されておられるところではないでしょうか。また、介護の業界に身を置く我が社においてこの問題は看過し難いものでもあります。従業員の皆様におかれましても、家庭内介護の不安と問題をお持ちの方もおられるのではないのでしょうか。

そこでこの度、我が社におきまして介護休業制度等の充実化を図りましたのでお知らせします。

記

・就労規則において「介護休業」の条項を追加。その詳細を定めるとともにその手続き方法を定めてあります。

・追加条項一部抜粋（第12条の2第6項）（パートにあつては第1条第3項）

「会社は、育児休業または介護休業等の取得を希望する従業員に対して、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、当該従業員毎に育休復帰支援プランまたは介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中または介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業または介護休業等を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。」

以上